

平成23年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月5日（月）午前1

0時開議

日程第 1 報告第 8号 専決処分の報告について

日程第 2 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関する

る条例の一部を改正することについて

日程第 3 議案第48号 嵐山町税条例等の一部を改正することについて

日程第 4 議案第49号 平成23年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）

議定につ

いて

日程第 5 議案第50号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予
算（第2

号）議定について

日程第 6 議案第51号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

議定について

日程第 7 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定

について

日程第 8 議案第 5 3 号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体

の数の減少について

日程第 9 議案第 5 4 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の

数の減少について

日程第 1 0 議案第 5 5 号 町道路線を廃止することについて（道路整備事業）

日程第 1 1 議案第 5 6 号 町道路線を認定することについて（道路整備事業）

日程第 1 2 請願第 2 号 年金受給資格期間の 1 0 年への短縮を求める請願について

日程第 1 3 請願第 3 号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3. 3 万円の支

給を求める請願について

日程第 1 4 請願第 4 号 国民の負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成

案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請

願につい

て

日程第15 議員派遣の件について

追加

日程第16 発委第 7号 無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を
求める意

見書の提出について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番 森 一人 議員	2番 大野 敏行 議員
3番 佐久間 孝光 議員	5番 小林 朝光 議員
6番 畠山 美幸 議員	7番 吉場 道雄 議員
8番 河井 勝久 議員	9番 川口 浩史 議員
10番 清水 正之 議員	11番 安藤 欣男 議員
12番 松本 美子 議員	13番 渋谷 登美子 議員
14番 長島 邦夫 議員	

○欠席議員（1名）

4 番 青 柳 賢 治 議 員

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	
簾 藤 賢 治 環境農政課長	

木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 23 年嵐山町議会第 4 回 7 日目の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査を願っておりました第 55 号

議案 町道路線を廃止することについての件及び第 56 号議案 町道路線を認定することについての件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第 1 日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第 2 号 年金受給資格期間の 10 年への短縮を求める請願、請願第 3 号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円の支給を求める請願及び請願第 4 号 国民の負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告は終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第 8 号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第 1、報告第 8 号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告 8 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第 8 号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償

額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第 8 号の細部につきましてご説明申し上げます。

別紙をごらんいただきたいと思います。3 の事故概要でございますが、平成 23 年 10 月 25 日の火曜日、午前 7 時 50 分ごろ、相手方、菅谷中学校の 1 年生の上有沙さんが、自転車で川島地内の町道 1-10 号線を走行中、側溝ますのふたとして設置してあるグレーチングとますのすき間に前輪が挟まりまして転倒し、自転車が破損したものでございます。ご本人のけがは、すり傷程度でございました。

賠償の相手方でございますが、親権者であります上照男氏、損害賠償の額でございますが、自転車の買いかえ代金として 2 万 4,800 円でございます。

当該案件につきましては、議会から専決処分事項といたしまして指定を

いただいておりますので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、11 月 21 日に専決処分をし、12 月 5 日に損害を賠償する予定でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で措置されるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 議案の中身についてとやかく言うつもりはないのですが、こうした道路上の事故というのが何か多い感じがするのですが、道路管理者としてのこの管理上の問題というのは何かあるのでしょうか。ここ何回か道路の破損というかそういったものについての、こうした車も含めて事故が多いかなという感じがしているのですが、そういう道路管理上の問題としての、管理者としての何かそうしたものというものはあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご指摘をいただきました内容ですが、ここのところ何件か発生しております。危惧をしている、心配をしている、そしてまた被害に遭われた方に大変申しわけなく思っているところでございます。

そういう中におきまして、担当のほうに、係のほうにも指示をしているのですが、全町にわたって、この場合にはグレーチングですけれども、そういうものの劣化、道路のいろんな物の劣化というのがございます。それから、自転車が多いのですが、自転車と道路の舗装が、たとえわきのところの少しの段差でも、自転車が行くと転んだりというようなことが起きたりとかということがありまして、道路全般に関しまして、ちょっと細かく説明させますが、今度の補正の中でも見直しをして、今までの形の道路をただ舗装するということだけではなくて、安全面の部分からどういうふうな形でこれから道路の管理をしていったらいいのかということを町でも考えております。

それから、通勤の途中等の道路に関しても、職員も通勤してくるわけですので、そういう中で意識をしてそういうようなところが発見できるようにということで、そういう点でもお互いに注意をし合うようにというふうな話をしております。

ちょっと道路のこの補修とか、管理とかについては、係のほうから説明をさせていただきます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。失礼しました。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路の破損の箇所ですね、かなり整備をしてから期間がたっております。平均的に、通常であれば舗装なんかは寿命として約10年を見込んで舗装をしているというようなことなのですがけれど

も、実際には、それだけの通行量がないから、今まで20年、30年という形でもっているかと思うのですけれども、そういうところがかなり傷んできたということ、それは先ほど町長が申しあげましたように、全般的にそういう傾向がございます。

それで、自転車の場合には、特に少しの段差でハンドルをとられたりというところで事故が多いわけでございます。その辺につきましても、今回の事故なのではございますけれども、これはふたがございまして、ふたがとめてあるところが腐食して外れました。そのグレーチングのふたのすき間が、両側がふたがあけるようになっていきますので、2センチずつすき間があります。それが、とめてあるビスが腐ってしまいましたので、片方に寄ってしまったということで、4センチのすき間があいてしまったと、そこにタイヤを入れてしまったというような事故なのです。

こういうところを見ますと、かなり町全般にあります。そういう関係でどうしようかということで、今担当のほうも考えているわけなのですけれども、やはり総点検ではないけれど、一回片っ端から見っていく必要があるのではないかと。それには、またそれなりの、当然現場を見れば直すところはいっぱいあるわけでございますので、そういう補修の費用等も来年度はかなり計上させてもらって、積極的に補修していこうではないかというふうに考えております。そんなような状況でございます。

○長島邦夫議長 10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今、町長のほうから職員全般にというお話をしていただきましたけれども、どうしても嵐山町全体の道路を見ていくというのは、一つの課だけだとなかなか見切れないのかなというふうにも考えます。そういう面では、通勤の際にという話がありましたけれども、それぞれの各課が外に出るときは、いろんなところを通して用事を、公務をしていくのかなというふうにも思いますので、その辺の徹底をきちっとしていく必要もあるのではないかな。こういう金額の問題ではなくなってきましたから、ぜひそういう徹底もしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水議員さんのおっしゃるとおりでございます、万全を期して対処していくように努力したいと思います。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 終了させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、議案第 47 号 特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 47 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 47 号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴いまして、別表中の委員の名称、これを「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 47 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、議案第 48 号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 48 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 48 号は、嵐山町税条例等の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、議案第 48 号について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと思います。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、現下の厳しい状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 83 号)が制定され、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、嵐山町税条例等の一部を改正するもので、第 1 条、第 2 条及び第 3 条に分けて改正するものです。

第 1 条の主な改正は、寄附金控除の対象について、個人の町民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を「5,000 円」から「2,000 円」に引き下げるものです。また、税に係る不申告等に関する過料の上限の引き上げ等所要の措置を講ずるものです。

第 26 条の改正ですけれども、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 34 条の 7 の改正、個人の町民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を「5,000 円」から「2,000 円」に引き下げ、条文を整備するものです。

第 36 条の3の改正、条文を整備するものです。

第 36 条の4の改正、町民税に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 53 条の 10 の改正、退職所得申告書の不提出に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 61 条の改正、条文を整備するものです。

第 65 条の改正、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 75 条の改正、固定資産税に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 88 条の改正、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 100 条の2の改正、たばこ税に係る不申告に関する過料の額を 10 万円以下とするものです。

第 105 条の2の改正、鉱産税に係る不申告に関する過料の額を 10 万円以下とするものです。

第 107 条の改正、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第 133 条の改正、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を「3万円以下」から「10 万円以下」に引き上げるものです。

第139条の2の改正、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の額を10万円以下とするものです。

第139条の3の改正、改正前の第139条の2を第139条の3とするものです。

附則第7条の4の改正、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ等の改正に伴い、条文を整備するものです。

附則第8条の改正、肉用牛の売却に係る事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について、免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を平成27年度まで延長するものです。

附則第10条の2、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第18条の2、附則第18条の4及び附則第18条の4の3の改正については、条文を整備するものです。

続きまして、第2条による改正になります。

第2条は、平成20年度で一部改正しました嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。

第2条の改正、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率10%、この10%の内訳ですが、所得税7%、町民税1.8%、県民税1.2%になります。この軽減税率10%の特例を平成25年12月31日まで2年間延長するも

のです。

次に、第3条による改正になります。

第3条は、平成22年で一部改正しました嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。

第1条の改正、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とするものです。

第2条の改正、10%軽減税率の延長に伴い、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入期間を2年延長し、平成27年度とするものです。

附則第1条、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものと、各号に定められた期日から施行するものがあります。

第2条、町民税に関する経過措置を定めたものです。

第3条、固定資産税に関する経過措置を定めたものです。

第4条、罰則に関する経過措置を定めたものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 不申告による金額が3万円から10万円にということとで幾つかあったわけですが、本町でも結構不申告による問題というのはあ

ったのでしょうか。もしあったとすれば、これによりどのくらい税額がふえるのか、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、2条の上場株式の件なのですが、前に町長にこれを伺ったときに、大金持ちしか優遇されない、こういう制度についてどう思うかということでお聞きしたときに、お金が回ることになるのだからいいのだというような答弁をされたのですが、どうもそういうふうにはならないというふうに思うのです。それは、いいです。もう同じような町長の答弁しか返ってこないと思いますので。

本町へのこれによる影響額というのがわかりましたら、教えていただきたいというふうに思います。人数も、もしわかりましたら伺えればと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

罰則規定ですが、今まで嵐山町で該当になった方はおられません。

それと配当と譲渡所得の関係ですが、株式の関係ですが、特定口座で分離課税をやっておられる方がほとんどです。だから、その額については、ちょっとわかりません。

以上です。

○長島邦夫議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちょっと確認をさせていただきたいのですが、肉

用牛については、そうすると1,500頭ということになりますから、免税対象になる部分が2,000頭から1,500頭まで引き下がったということだと思いますね、それ1つです。

もう一つは、その配当、譲渡所得の関係なのですけれども、今多分経過措置になっていますから、特例が認められているのだと思うのですけれども、本則の場合の税率というのは幾つになっているのでしょうか。現在、特例の中での税率というのは、幾つになっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えいたします。

肉用牛の関係は、議員さんおっしゃるとおり2,000頭から1,500頭になりました。

それと配当の関係ですけれども、本則になりますと、国税が20%、住民税が5%、両方で25%となります。現在は、だから国税が7%、町民税が1.8%、県民税が1.2%で、合わせて10%という形になっております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、株式譲渡の場合については、実際は25%が課せられていいはずなわけだと思うのです。そういう面では、今特例をこれからまた2年間延長しようということなのですが、実は、今さっき高額

所得者にどのくらい有利なのかという話があったわけですがけれども、これは国会の中で出てきた資料なのですからけれども、これに該当する人、1,000万までの人が66.1%いると。それから、1億未満の人が31.3%いるのだと。1億以上の人は、わずか2.6%ぐらいしかいないということなのですが、その金額からすると、1億以上の2.6%の人たちが占める金額は72.5%を占めているということからしても、この今の特例そのものが高額所得者に非常に有利になっていると。そういう面では、1,000万以下の人が66.1%いるにもかかわらず、金額からするとわずか6.1%になっているということからしても、高額所得者になればなるほど有利な面が出てくるというふうになってくるのだと思うのです。

そういう面からして、先ほど雇用情勢の、現在のこうした状況の中でこうした人たちから取っていくためのというふうに話がありましたけれども、そういう面では、やはりここで切れるわけですから、延長するのではなくて、きちっともとに戻すというのが私は本来の趣旨ではないかなというふうに思うのです。

そういう面では、課税ですから、やはり所得のあるところからきちっと取っていくというのが課税の基本原則だというふうに思うのですけれども、今回延長したということに対する国からの通達というものが何か出ているのでしょうか。

○長島邦夫議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 この通達については、税条例に關しての通達ということで、準則の改正をしろということで、その報告でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 国からの通達だからそういうふうになるのだと思うのですけれども、一般質問の中ではないですけれども、今税と社会保障の一体改革の中での問題でもあるのかなというふうに思うのです。

そういう点では、やはりきちっと課税されるべきものでありますから、この資料からすると、1億以上の譲渡のある場合についてはわずか2%なのに、金額的には全体の金額の72%がその部分に当たるということになるわけで、先ほど課長のほうから話があった特例期間を私は外すべきだというふうに思うのです。

そのことによって15%の減額をしているわけになるわけです。そういう点では、やっぱり所得のあるところについては、きちっと課税をもとに戻すというふうに私は考えるのですけれども、ちょっとどうですか。国からの通達だからという話になるのだと思うのですが、そういう点で所得のあるところから、税率は変わらないわけですから、税率は本則のとおり、今課長が言われるように25%かけるというのが本則の税率になっているわけですから、そういう面では、私はそこに戻すべきだというふうには思うのですけれども、なぜ2年間の延長をする必要があるのだろうかというふうに思います。

まして国の段階では、どこから税金を取っていかうかということで、今いろいろ検討はされているのでしようけれども、そういう点で所得のある人については、本則どおり取っていくというのがやっぱり姿勢ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるように、その税の一体改革の中でいろんなところに手をかけているわけですね。それで、今おっしゃるような内容の部分というのは、全体の中の技術的な部分なので、私どもがそのところをどうかというのは、こうしたからこうなるのではないかというのはちょっとわからないのですが、法の改正で流れてきて、このとおりに改正しなさいというものに対してどうこうというのが、できる範囲というのが限られているわけがありますので、議員さんはどうお考えになるかわかりませんが、私どもは指示に従うというようなことにならざるを得ないわけです。

それで、いろんな税が取れるところから、あるいは所得の多いところからというような話がありますが、それはそれなりにいろんな考え方があるわけですねけれども、そういうようなものを、全般を今見直している。だから、税だけではなくて、福祉の関係もすべてひっくるめてしているわけでありますので、税の改正でこれを改正しなさいというものについては、速やかに私どもはそれに従っていくしかないかなと、現在思っております。

○長島邦夫議長 ほかにはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。議案第48号 嵐山町税条例等の一部を改正することについて反対をいたします。

まず第1に、肉用牛の関係です。これは、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、肉用牛の課税客体そのものを引き下げるということで、肉用牛の飼育農家については、1,500頭まで引き下げるということになってきます。したがって、規模は小さくなる人たちまで課税の該当になるということについては、認めるわけにはいきません。

同時に、株式の関係です。先ほど話がありましたように、1億円以上の譲渡がある人について有利となっている状況をすぐに本則に戻すべきというふうに考えます。本則では25%、特例部分では10%というふうになっています。この部分では、1億円以上の高額所得者についての有利な面、今の経済状況から考えれば、十分本則どおりに戻し、実施することが求められているというふうに思います。

よって、この条例改正について反対をいたします。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 48 号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。ありがとうございました。

よって、本案は可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、議案第 49 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 49 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 49 号は、平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,940万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億9,999万5,000円とするものであります。

なお、ほかに地方債の追加が1件、廃止が1件、変更2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第49号の細部につきましてご説明申し上げます。

6、7ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。追加であります、学校教育施設等整備事業、限度額1,200万円でございます。菅谷小学校体育館、志賀小学校体育館耐震補強設計業務委託及び七郷小学校の外構工事の75%を起債するものでございます。

次に、廃止でございますが、体育施設整備事業、限度額150万円を廃止するものでございます。B&G海洋センターのプール及び体育館の修繕工事を平成25年度に延期したため、修繕工事の設計委託分でございます。

次に、変更であります、2件ございまして、都市再生整備計画事業につきましては、起債の充当率が75%から90%に変更されたことに伴いまし

て、1億760万円の増額とするものでございます。

次の狹隘道路整備等促進事業につきましても、50万円の増額につきましても同様でございます。

14、15ページをお願いいたします。歳入でございますが、第9款地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金289万円の増額につきましては、子ども手当支給に伴う所得制限の撤廃分の再算定によるものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金の保育料負担金、現年度分23万6,000円の減額でございますが、保育料負担金の確定見込みに伴うものでございまして、延べで220人の子供が減少する見込みでございます。

第14款国庫支出金、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金763万円の増額につきましては、介護給付費で約410万円、訓練等給付費で280万円、利用見込みの増加に伴い、増額するものでございます。

次の保育所運営費負担金516万2,000円の減額でございますが、保育所運営費負担金の実績見込額が確定したことによります減額でございます。

子ども手当国庫負担金2,590万8,000円の増額につきましては、子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、増額するものでございます。

次に、第2項の国庫補助金の一番下でございますけれど、都市再生整

備計画事業交付金 3,810 万円の減額でございますが、交付金の内示額の確定に伴いまして、補正減とするものでございます。

16、17 ページをお願いいたします。第 15 款県支出金 631 万円の増額につきましては、それぞれの事業の国庫負担金の増減に伴いまして、県負担金も負担率分の増減をするものでございます。

第2項の県補助金の重度心身障害者医療費支給事業補助金、その下のひとり親家庭等医療費支給事業補助金、特別保育事業費補助金、1つあきまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時補助金につきましては、それぞれの事業の実績見込みによるものでございます。

その間を飛ばしまして、地域子育て創生事業費補助金 178 万 5,000 円につきましては、子ども手当支給額の変更に伴うシステム改修経費に対し、補助金が交付されるものでございまして、10 割補助でございます。

18、19 ページをお願いいたします。第 17 款寄附金でございますが、教育に対する指定寄附ということで、鎌形の個人の方から指定寄附金として 100 万円でございます。

第 21 款町債でございますが、土木債の都市再生整備計画事業債、それから狭隘道路整備等促進事業債、教育債の都市再生整備計画事業債につきましては、起債の充当率が引き上げられたことによりまして増額するものでございます。

体育施設整備事業債 150 万円の減額につきましては、B&Gプール体

育館の修繕工事、これを平成 25 年度に延期したため、減額するものでございます。

学校教育施設等整備事業債 1,200 万円につきましては、菅谷小学校、志賀小学校体育館の耐震補強設計委託各 300 万円と、七郷小学校の外構工事 1,000 万円の 75%を起債するものでございます。

20、21 ページをお願いいたします。歳出でございますが、第2款総務費、総務管理費の埼玉県市町村総合事務組合負担事業 769 万 7,000 円の増額でございますが、7月 31 日付で退職いたしました職員の特別負担金でございます。

4目の財産管理費のふるさとづくり基金管理事業 100 万円の増額でございますが、鎌形の匿名の個人の方から教育環境の整備に対し、寄附された 100 万円を積み立てるものでございます。

5目の財政調整基金費でございますが、財政調整基金積立金といたしまして 4,000 万円を積み立てるものでございます。積み立て後の財政調整基金の残高は4億 6,783 万 9,000 円となるものでございます。

6目企画費の企画総務事業の工事請負費 70 万円につきましては、新たな総合振興計画の将来像を周知するため、国道 240 号線の女性会館入り口前の既設看板の塗装費用を補正するものでございます。

22、23 ページをお願いいたします。9目の町民活動推進費、ふれあい交流センター管理事業の工事請負費 511 万 4,000 円につきましては、北部

交流センターの防護さく設置 54 メートル、及びふれあい交流センター入口の案内標識板交換工事でございます。

それから、3項の戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳・外国人登録事務事業の電算委託料 1,291 万 5,000 円につきましては、法改正により平成 24 年7月から現在の外国人登録制度が廃止されまして、新たな在留管理制度が導入されることに伴いまして、システム改修の業務委託をするための費用でございます。

24、25 ページをお願いいたします。第3款民生費、社会福祉費の介護給付・訓練等給付事業の 1,386 万円の増額につきましては、障害者自立支援法の一部改正による利用見込みの増額に伴い、補正するものでございまして、介護給付で約 825 万円、訓練等給付事業で 560 万円の増額を見込んでおります。

その下の重度心身障害者医療給付金 529 万 6,000 円の増額につきましても、実績見込みでございます。

26、27 ページをお願いいたします。児童福祉費の児童福祉総務事業の電算委託料 178 万 5,000 円の増額でございますが、子ども手当の制度改正によるシステム改修費でございまして、国の 10 割補助でございます。

その下のこども医療費給付金 505 万 7,000 円の増額でございますが、こども医療費の申請見込みが増加することに伴い、補正増とするものでございます。

子ども手当の支給事業の関係、子ども手当でございますが、1,541万円の増額でございます。特別措置法の施行に伴う再算定により増額をするものでございます。

次に、保育所保育事業の保育所保育実施委託料1,089万4,000円の減額でございますが、延べ人数で220人の減少によるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。第4款衛生費の第1項保健衛生費、予防接種事業の予防接種医師委託料464万9,000円の増額であります。子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、日本脳炎の接種見込み者の増加によるものでございます。

合併処理浄化槽設置整備事業の電算委託料200万円でございますが、市町村型合併浄化槽設置事業を行うための電算委託料でございます。

30、31ページをお願いいたします。第8款土木費の第3項都市計画費、建築・開発総務事業の建築確認システム改修委託料153万3,000円でございますが、現行の建築確認システムのバージョンアップに要する費用でございます。

第10款教育費でございますが、32、33ページをお願いします。小学校施設改修事業の測量設計委託料600万円でございますが、菅谷小及び志賀小の耐震補強の設計委託各300万円でございます。

工事請負費1,045万8,000円の増額につきましては、七郷小学校の体育館改築工事に伴います物置小屋の解体撤去工事及び外構工事、これ

を補正するものでございます。

第6項保健体育費のスポーツ施設管理事業の測量設計委託料 200 万円の減額でございますが、B&G海洋センターのプール、体育館修繕工事、これを平成 25 年度に延期したため、減額するものでございます。

34、35 ページをお願いいたします。13 款予備費でございますが、389 万円を増額いたしまして、補正後の額を 2,857 万円とするものでございます。

次ページの給与費明細書以降につきましては、ご高欄を願いたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、27 ページの保育所の関係なのですが、220 人の子供が保育所に入らなくなるということで、これは子供の数が少なくなったからというふうに理解していいのですか。それとも親御さんが保育所に入れなくなったというふうに理解してよろしいのでしょうか。ちょっとこの少なくなった理由を伺えればと思います。

その前に、その上にこども医療費の関係なのですが、たしか平成 21 年と 22 年のこども医療費の額が同じくらいの 3,000 万ちょっとだったような記

憶があるのですけれども、今回ちょっと多くなるなと思うのです。もし保育所の子供が少なくなっているのであれば、こども医療費がなぜふえるのかわからないのですけれども、ちょっと特殊な病気があったのか、何か要因があったのか伺えればと思います。

それから、33 ページです。菅谷小と志賀小の体育館、これは診断の結果、耐震補強工事で大丈夫ですよということが出たわけなのですね、数値で出ていると思うのですけれども、ちょっと教えていただけないでしょうか。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えします。

まず最初に、保育所保育実施委託料の関係ですけれども、これが減少しているということにつきまして、これにつきましては少子化による影響かと思えます。

それから、こども医療費の給付が、子供が減っているのにこども医療費がふえているということなのですけれども、今までの実績をもとに計算しております、特別どういう病気が多いとかというようなことは把握しておりません。

それから、最後に耐震診断の関係ですけれども、まず菅谷小学校につきましては、鉄骨部分がちょっと弱いということで、Is値としましては0.11とい

うことでございます。それで、この0.11というのは、補強するに当たって国庫補助をもらって補強する場合、0.75以上に上げるというのが目標の数字です。それが診断の結果では0.11という数字です。

それから、志賀小学校につきましては、同じく鉄骨部分が弱いということで、Is値としましては0.21でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 保育所の関係ですが、少子化でこれだけの人数が減ってしまうということなのですが、正直言って愕然とする感じがいたしました。それで、そうすると今定員に達しているというところは、そういう面ではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。保育所の入所状況ですけれども、ちょっと実情を伺いたいと思います。

それから、耐震の関係ですけれども、この数値を聞いて、全くの素人ですのでわかりませんが、この数値で、耐震診断で大丈夫だという判断がされたわけなのですね、建て替えなくても大丈夫だということで、しなくても。ちょっと確認のため、ご質問いたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

保育所関係で、定員に達していないのかというようなことですが、

町内に4園保育園ございまして、一応どこでもいいということであれば、ほぼ入れるような状況にあるのですけれども、しらこぼとを除く東昌第一、第二、そして、若草保育園につきましては、ほぼ定員いっぱいに入っているような状況でございます。

それから、もう一つの耐震補強の関係ですけれども、今回の検査結果です。コンクリート部分については、十分強度があるというようなことで、この鉄骨部分についてだけ補強することで十分対応できるという結果になっております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 3点ほど伺います。

障害者自立支援計画と、それから介護計画が3月議会で出てくるわけなのですけれども、これに関しては、パブリックコメントをとるのかどうか伺いたいと思います。内容的なものは、これは議会では全然、今関知できていないので、その点についてパブコメをとっていただければ、せめて関与できるかなと思っているので、その点を伺いたいと思います。

それから、27ページになりますけれども、保育所事業、同じく川口さんのかかわるのですけれども、家庭保育室運営費補助金は16万6,000円で、保育児童の実績見込みの確定に伴い補正するものという形、これはわ

ずかですけれども、ふえています。逆に特別保育の対象と、それから障害者保育の対象が減額になってきたわけなのですけれども、そうすると、これは特別保育の対象等にかかわるものは、嵐山町ではうまく機能していなくて、家庭保育室のほうにその方が希望されていたり、また保育園を選択せずに別の形の選択をしたというふうなことも考えられると思うのですが、その点についての考え方といいますか、多分嵐山町の保育所の現状がニーズに合わない現状でこのような形になっているのではないかと思うのですが、その点についての分析はなさっているのかどうか伺いたと思います。

それから、これは29ページになりますけれども、予防接種事業ですが、子宮頸がんヒブワクチンと小児肺炎球菌と日本脳炎の接種見込みが増加するために補正するということですが、ヒブワクチン、小児肺炎球菌及び日本脳炎に関しては、啓発の仕方というのはわかるのですけれども、子宮頸がんに関しましては、どのような啓発のされ方を行ったのか伺いたと思います。

特に私これ最近わかってきたものなのですが、子宮頸がんに関しては、副作用等もあり、もしかしたら3種混合が2種混合に移ったようなものも出てくる。今後にわたっては、まだその効果というものがはっきりわかっていないので、そのようなこともあるかと思うのですが、むやみやたらに子宮頸がんのワクチンが低額になった、無料になったからといって接種していくと、その部分で例えば、本来ならばその子宮頸がんというのは、性交の低年齢化に

よってふえてきているもので、例えば妊娠して出産のときの死亡率が10万人に対して5人あるのに、子宮頸がんの死亡率は10万人に対して3人であるというふうに、日本全体でも非常に低い値であるのに、この子宮頸がんワクチンを今任意でやっているものですから、任意で本当に選択できるような形になっているのか。十分に親と子供に性教育を行ってから、子宮頸がんのワクチン接種について啓発を行っているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、最初の質問はどなたですか。

最初に、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えいたします。

最初に、25ページの障害者計画、障害福祉計画のパブリックコメントについてのご質問でございますけれども、今策定委員会のほうを始めておりまして、第2回の策定委員会を開催してございます。この後、2回を開催し、来年の3月の中旬ぐらいまでをめどに進めておるところなのですが、国のいろいろ示すものがおくれてきておりまして、若干厳しい面もあるのですが、長い期間はとれないと思うのですが、パブリックコメントをとりたいたいというふうに考えております。

それから、子宮頸がんの関係でございますけれども、啓発というか、最初の子宮頸がんを任意接種として皆さんにお知らせする方法ですが、中学校を通じまして、個別通知を差し上げて接種の希望をとりました。

それから、その任意接種の説明の仕方ということですが、いろいろな考え方があるのだと思うのですが、一応国として進めておりますので、町も国の方針にのっとってやっているわけですが、その個人に通知をする際に、子宮頸がんについての細かいいろいろな内容の説明書を加えまして、通知のほうを差し上げてございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、青木長寿いきがい課長。

○青木 務長寿いきがい課長 それでは、私からは介護保険事業計画のパブリックコメントにつきましてお答えをさせていただきます。

ただいま岩澤課長のほうから障害者計画のことについてお答えがございましたが、介護保険事業計画についても同様、かなり日程的には厳しい面がありますが、パブリックコメントをとっていきような方向で考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

特別保育対策等促進事業費補助金が減少していることについて、町民のニーズに合っていないのではないかというようなご指摘だったかと思うのですが、実際には、ゼロから1歳児の入所できない方が家庭保育室のほうへ行っております。最近の傾向は低年齢児が増加していると、このようなことがございまして、今後の課題かなと思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 子宮頸がんのワクチン接種に関しましては、意見書のほうを議会のほうで通したわけですがけれども、委員会のほうでも通したわけなのですからけれども、これに関して言いますと、性教育を実施してというのは必ず入っていたと思うのです。性教育を実施しないで子宮頸がんのワクチン接種だけをすると、性交の低年齢化を促進するような感じが私はもともととしていたのですけれども、それについて性教育が前提となっていくべきであると考えたのですけれども、個人的なそれぞれのお宅への周知ですと、それに関しては全く性教育的な部分、そして性交の低年齢化による若い女性の子宮頸がんの急激な増加というものがあるわけなのですからけれども、そこら辺についての啓発的な部分というのは行われたのかどうか伺います。

また、そのほかに副作用としても、これを見てもみますと、もともと病気を持っていたか、死亡したとか、そういうふうな形で死亡例もあって出てきているわけなのですからけれども、そういったことについての問題点の指摘ということまではまだ入っていないのかな。日本ではまだ始まったばかりなので、その効果とかそういったことも全部検証されていないわけなのですが、そのことについてのある程度、少なくとも学校教育と一緒にあって、男の子も女の子も性教育を行った段階で子宮頸がんのワクチンを行うべきであるというふうに

考えていたと思うのですが、そこについては、全くそのような啓発的な部分
は行われていないというふうに考えていいのかどうか伺いたと思います。

それから、ゼロ歳から1歳の低年齢児の保育園の不足の課題について
は、民間の事業者が行っているものですから、ゼロ歳から1歳児の低年齢
児の枠をふやすということは、今後できるのかどうか伺いたと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えします。

当初この子宮頸がんワクチンの接種を始める前に説明会を実施する予
定でございました。ただ、近隣を見まして、最初に取り組んだ鳩山町で専門
の医師をお願いして、その説明会を開催したというふうに伺っておりますけ
れども、そのときに20人ぐらいしか集まらなかったということで、説明会を開
いてもそれほどの効果がないのではないかというふうなことで、この管内で
もそういった開催はないということで、嵐山町でも開催をしないで、文書によ
る説明で進めさせてもらったわけでございます。

それで、性教育の関係ですけれども、確かに性交渉によるそのヒトパピ
ローマウイルスによることが原因というふうに言われておりまして、確かにそ
ういった教育も必要だというふうには思いますけれども、必ずこの子宮頸が
んワクチンを打ったから安心だというふうな感覚は持っておりませんで、嵐
山町も引き続き定期的な健診をやっていくというふうな方針で進めてまいり

たいというふうに思っておりますので、今後もし必要であれば、もちろんそういった説明会等も開催してまいりたいと思っておりますけれども、今のところ現行のやり方で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 以上でよろしいですか。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 ゼロ歳児の保育の関係ですけれども、実際には、1人の保育士で見れる人数がたしか3人までだったかと思うのですけれども、そういうことで人数をふやすに当たって、まずは保育士をふやさなければいけないということもございまして、先ほども言いましたけれども、なかなかその辺が難しいのかなと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 子宮頸がんに関しましては、2003年からかな、急激にふえているのですね。それはなぜかという、ちょっと2000年前後なのですけれども、そのころちょうど男女共同参画に関してのバックラッシュがあって性教育がうんと低下するのですね。それ以後、日本では性教育というのがしっかり行われていないというふうな形で、その性教育を行うことによりかなり改善するというのはいろいろなところで、いろいろなところと申しますか、あるのですけれども、これは子宮頸がんワクチンについては副作用

の問題とかもあるので、まず最初に子宮頸がんワクチンを行う前に、医者ではなくて、学校で性教育を行っていった、その前提のもとに初めて子宮頸がんワクチンを受けるか受けないか、任意の接種ですので、親とお子さんが選択していくという方法が必要であると考えられるのですけれども、これに関しては、こども課と、それから健康いきいき課とで一度十分な検討課題として検討していただくべきものであると思いますが、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長の答弁ですと、渋谷議員さんのご心配のほどの状況にはないというような答弁でした。

それで、要するに頸がんの検査をする前に、教育のほうが必要だと。それで、意識をしっかりとった上でそれを受けてくださいよという、前から渋谷議員さんのご意見をお伺いしているわけですがけれども、そういう形で近隣で始めて、それで嵐山町でも始めるに当たっては、学校現場での性教育の関係、そして親と子供の話し合いの関係というようなものも、係では当然調査をした上で始めているわけですので、話し合いをするということは別に否定するわけではありませんので、これからも続くことですので、連絡を取り合っただけでどういふふうにしていったらいいのか話し合いの場をしっかりとって、体の中にも、気持ちの中にも効果がある形にいけばいいなと、そんなふうを考え

ております。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 1点だけお聞きいたします。

ページは29ページ.....

〔何事か言う人あり〕

○8番(河井勝久議員) 休憩。

○長島邦夫議長 いや、どうぞ、やってください。

○8番(河井勝久議員) アライグマの関係で、この捕獲器を購入することなのですけれども、今嵐山町にどのくらいの捕獲器があつて、さらにこれにこの捕獲器を幾つぐらい購入していくというおつもりなののでしょうか。埼玉県西部は、アライグマやハクビシンが相当数ふえているという、特別にふえている地域になっているようなお話も聞くわけであります。

これは、今までにも何回もいろんな質問がされてきたわけでありますけれども、実際に嵐山町では、年間捕獲量あるいはどのくらいの割合で今ふえてきているのでしょうか。それでいくと、どのくらい捕獲するための、この割合としての捕獲器を必要とするのか。

そして、特に農産物に対する被害、家屋に対する被害もあるのだらうと思うのですけれども、農産物被害もかなりあるというふうに分かるわけでありまして、これで嵐山町ではどのくらいの被害が申告されているのかどう

か、あるいは嵐山町の中で、特別にこのアライグマとかハクビシンの被害が多い地区というのはどこなのでしょう、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 答えさせていただきます。

最初に、わなの数でございますけれども、現在この対策をとった当初から約 60 基ぐらいを購入していたかと思うのですけれども、最初は小さいわな、箱わなだったものですから、かなり暴れて使い物にならなくなったというのが結構ございまして、現在貸し出し可能な個数は 35 基でございます。

それから、今回この補正で購入させていただきたいという台数がございまして、約 20 台になると思います。見積もりからいきますと 20 台を購入する予定でございます。

それから、農産物被害というお話がございました。このアライグマがどこまで農産物被害をやるかという、なかなか被害状況というのがあるのはあるのですけれども、よくわからないのですけれども、今回このアライグマの捕獲処分というのが、外来生物という位置づけの中で、外来生物法に規定する捕獲対象ということで私どもは今とらえてございます。

それから、農産物の被害というのも多々あるのですけれども、アライグマで一番私のほうで把握しているのは、水稻の苗床、そこで遊ぶとか、遊んで

苗をだめにするとか、また夏場ではスイカとかそういったものが考えられます。今農産物被害で一番多いのは、アライグマというよりもイノシシが多くなっているのかなというのが現状でございます。

それから、どこの地域が多いかと、アライグマで考えますと、どこでもとれると思います。ただし、大体アライグマも学習能力があるというか、なかなかとりにくくなっているというのが1つございます。県のほうでも、昨年からだったと思うのですけれども、私どものほうに県の委託費で設置してもらっています。箱わなを捕獲するために、県の委託業者に設置をしていただいているという現状もございます。それで、ピーク的时候は、昨年だったと思うのですけれども、九十何頭あったかと思うのですけれども、122条報告でもさせていただいておりますかと思うのですけれども、今年に入って比較的少ないというのが現状でございます。今年に入ってからの捕獲件数については、ちょっと手元に資料がございませんけれども、かなりとれなくなっているというのが現状、1つあります。

そんなような状況でございまして、今年この補正に上げさせてもらったというのは、10月29日に外来生物捕獲講習会というのを実施いたしました。50名の募集でしたのですけれども、実際102名の方に申し込みをいただいています。それだけアライグマの被害というのものもあるのかなと思いますけれども、3月の下旬から大体暖かくなるあたりからとれ出すというのが今までのパターンでございまして、ぜひ今回購入させていただいて、その102名の

方は設置できる状況になっていますので、そういった方々にお貸しできたら
と、このように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「休憩」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時36分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。どうぞ。

安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 2点ばかりお伺いいたしますが、33ページで、今
回小学校施設改修費なのですが、七郷小学校の体育館改築工事に伴う物
置工事の物件撤去工事費等を補正するという事で1,045万8,000円な
のですが、これの、どういう中身なのかお伺いしたいと思います。工事費、
撤去費も大変高額と思いますが。

次に、第10款のこの体育施設費でございますが、スポーツ施設管理事
業というところの中で、一般質問のところでも、私もこれを見ずにどうなの
ですかと問いかけたわけなのですが、この延期する理由はどのような理由があ

るのか。B&G財団の関係もあるのかどうか、その辺も含めて理由等々のお伺いをしたいと思います。以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

最初に、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、小学校施設改修事業の中の工事請負費につきましてお答えします。

まず、物置小屋解体撤去工事費等ということでございますけれども、校舎から体育館のほうへ向かう通路の両サイドに倉庫が幾つかあるのですけれども、その左側にあるプレハブの倉庫なのですけれども、その倉庫がもう大分古く見苦しいようなこともございますので、こちらの倉庫を撤去、こちらの予算を大体 45 万 8,000 円ほど見ております。

それ以外に、その校舎の裏側、今駐車場になっている部分等がございませけれども、この辺から体育館にかけての外構工事、舗装を含めた外構工事ということで約 1,000 万ほど見ております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、答弁させていただきます。

スポーツ施設管理事業の測量設計委託料 200 万円の減額なのですけれども、こちらにつきましては、3月 11 日発生いたしました東日本大震災、こちらのほう、岩手県、宮城県、福島県、茨城県とその県に多くのB&Gの

体育館だとかプールがございまして、倒壊または半壊した施設がかなりあります。

そういった関係で、今年度の助成申請が前年に比べまして倍近くの数字になりました。そういったことでB&G財団のほうから照会がありまして、限られた予算の中でやるので、今回助成を受けられないか、あるいは助成の率が下がるというような話がありました。そういったことがありまして、24年に計画しているところを延期、延長することができないかという照会がありまして、そんな関係で1年延長させていただきまして、25年ということで、25年だったら確約できるということで、B&G財団のほうからお話をいただきました。そんな関係で1年延長させていただくものであります。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 七小の関係についてはわかりましたが、なぜこの外構工事というのを入れなかったのかどうか。物置の撤去は45万8,000円で、外構についてはほとんどがその外構工事の費用だと思うのですが、その辺がちょっと読み切れないのですね、これだと。それなものですから質問させていただいたのですが、物置というのは、校舎から体育館に行くところの間なのですか。校舎から北へ向かって右手のやつなのか、あるいはグラウンドのほうの左手なのか、その辺がちょっと理解ができなかったのですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、B&G財団の関係だということでは理解はできるのですが、そうすると、このB&G財団のほうから補助金もかなり予定をしていたと、した中で今回うちのこの補正、起債も落としているのですが、この起債残高も150万ですが、B&Gの補助金の対象に、工事費そのものが、全体がB&G財団の補助金の枠にカウントされるのかどうかお伺いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

初めに、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

まず最初に、この補正の理由のところでは物置小屋解体撤去工事等ということで、実際には、外構工事のほうが金額が多いのに、説明からでは読めないということなのですけれども、最初この物置小屋の解体工事費が入力してあって、後からちょっと外構工事について入れたものですから、ちょっとそのとき、この説明についても訂正すればよかったのですけれども、大変申しわけございませんでした。

どの物置かということなのですけれども、校舎から体育館に向かって左側に1つだけプレハブの物置があるのですけれども、わかりますか。通路に向かって右側には、もとの給食調理場であったり、2つほどあるのですけれども、左側には1つだけプレハブの物置がございます。それです。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 B&G財団からの助成につきましては、施設の評価がありまして、特AからA、B、C、D、Eとあります。そのランクによりまして助成率が変わってきます。嵐山町は現在、特Aということで一番上位にランクされておりまして、助成率が60%以内、それから加点を加えますと10%ということで、上限70%まで現在受けられる状況になっております。

それが今回の震災を受けまして、24年に事業をするところについては、そういった助成率が引き下げられたりと、そういうことが照会でありまして、それで25年度に延期をした場合には確約をしていただけるということで、今回1年延期させていただいたものであります。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) しつこいようですが、読み切れるような表示を今後、後で気がついたということなのですが、説明のところでもしていただくとありがたいかなというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁はよろしいですね。

○11番(安藤欣男議員) はい。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 23ページなのですが、外国人登録が廃止になる

ということで、今後どういうふうな形になるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、子ども手当なのですけれども、27 ページ、増額補正になっているのですが、実は子ども手当、10 月からの改正はここに書いてあるとおりなのですけれども、9月までについては中学校卒業まで1人1万3,000円ということで所得制限もなかったわけですが、この増額、なぜ増額になるのか。むしろそういうことであれば、減額補正かなというふうに思ったのですけれども、なぜ増額補正なのか、その理由をお聞きしたいというふうに思います。

それから、同時に、嵐山町の場合は、この改正によって保育料の天引きをするということが可能になったと思うのですね。嵐山町の対応としては、この子ども手当について天引きをするという方向を持っているのかどうか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、その下の、先ほどの質疑の中であったのですが、保育所、220人の減ということなのですけれども、これは実数なのでしょうか。もし違っているとすれば、実際に何人ぐらいが該当になるというふうになるのでしょうか。これだけ減ってしまうと嵐山町の子供たちはいなくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、なぜこういうふうになったのか、実数がどのくらいなのかまでお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、次の29ページの水路ののり面の補修というふうにあるのですが、これどういう工事になるのか、あわせてお聞きをしておきたいというふう

に思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

最初に、新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、お答えいたします。

外国人登録制度が今度新たに在留管理制度という形で変わるということ
でございまして、それは平成 21 年 7 月 15 日に出入国管理及び難民認定法
という法律、それからちょっと長いのですが、日本国との平和条約に基
づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改
正する等の法律ということでこの法律が改正されました。新たな制度とし
まして、在留管理制度が平成 24 年の 7 月から導入されるということになりまし
た。

目的としましては、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を
継続的に把握するために導入されるということございまして、現在の外国
人登録証というのは紙データでございます。それを今度、住民記録データの
ほうに入れるというのが主な内容でございます。

それから、外国人登録制度においては、中長期の在留資格について最
高で 1 年から 3 年の期間でありましたけれども、今度は最長で 5 年間の在留
管理ができるというようなこともございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 それでは、まず 27 ページの子ども手当についてですけれども、まず、先ほど清水議員さんがおっしゃいましたとおり中学3年生まで、当時は1万 3,000 円ということでした。その後、ゼロから3歳児までにつきましては、10 月以降、1カ月1万 5,000 円というようなことでふえております。このようなこともございまして、法改正による見直しによりまして計算した結果、このような結果になっております。

それから、あと先ほどの特別保育対策の促進事業補助金の関係で 220 名が実人数かということでしたけれども、これにつきましては延べ人数ということでございまして、実人数としては約 18 人でございます。

それから、保育料を子ども手当からの天引きについて考えているかということですが、保育料につきましては、一応税務課とかに口座振替で納入をしている現状でして、子ども手当からの徴収については考えておりません。

ただし、滞納のある方につきましては、子ども手当を振り込みでなくて、窓口に来ていただいて、その窓口で納付のほうをお願いしております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

まず、太郎丸の件でございます。これは水路ののり面が台風また集中豪雨等で崩れまして、現地のちょっと高手にある物置の基礎のところまで崩落

が始まっているということでございまして、今回、柵渠のわきに単管パイプを打ちまして、胴板を敷設して、これ以上の崩落を防いでいくというような、約20メートルの間の工事になるかと思えます。

それから、遠山でございませうけれども、同様に崩壊した箇所を柵渠約20メートルほど改修するというような内容になるかと思えます。

以上でございませう。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちょっと子ども手当、なかなか理解しにくいのですが、子ども手当ができたときには、中学校卒業までの子供に対して1人当たり一律1万3,000円を支給します、所得制限もありませんというふうになっていたわけです。今度のこの内容を見ると、10月からは月額1万3,000円を1万円に引き下げますということです。ただし、小学校前の第3子については1万3,000円になります、所得制限も設けますということになると、全体の対象者は所得制限によって下がると。もう一つ、手当についても1万3,000円から1万円に引き下がるということになれば、増額になるということでは考えにくいなというふうに思うのですね。

なぜ今回こういう形で増額になるのか、その理由がちょっと理解しにくいのですね。対象者は減って月額の手当も減る、しかし予算としてはふえてくる。1人当たりの手当というのは、嵐山町は1万円です。そうだとすると、この子ども手当について、どういう積算をしてきたのかなというふうに思うので

す。だって、10月を境にして所得制限が入って、所得が多分937万だと思
うのですけれども、それ以上のもらっていた人がいなくなる。手当も1人当
たり1万3,000円もらっていたのが1万円になるというふうになったときに、ど
うして予算がふえてくるのかというのがよくわからないのですね。むしろその
部分は減らなければならない。まして今度の補正の中には、児童手当分が
含まれていない。子ども手当の場合は、子ども手当を支給するから児童手
当は廃止しますというのが条件だったわけです。むしろその該当から除かれ
た部分、特に所得制限があった部分については、児童手当も所得制限があ
りましたけれども、金額が少なくなった分については、児童手当で補完しな
ければならないのではないかなというふうに思うのですが、なぜ10月を境
にしてふえてきているのかというのがよくわからないのですが、その辺ちよっ
と説明してもらえますか。

もう一つは、これは水路の関係ですけれども、水路の場合は、そういう形
で町のほうで補修をすると。一般質問の中でもやったのですが、志賀にあっ
た、裏が崩れたのは、道路がそこにあるのですね。その2件とも暫定的な補
修はしてもらいましたけれども、構築物を今組んでいるところがあるのです
けれども、それは実費というふうになっているのです。水路は、そういうふう
に対応してくれるけれども、道路はもうほとんど通っていない道路だとい
うこと、1件はもうほとんど通っていない道路だということもあるのですが、そ
うい
う部分の整合性というか、水路の場合は水路の補修をしてくれるけれども、

まだ崩れていないからでしょうけれども、その辺、どう住民に対し、町の姿勢を示していくのか、その辺のことはどうなのですか。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩とします。午後の再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号の質疑を続行します。

清水正之議員の質疑に対し、答弁を求めます。

初めに、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、子ども手当について、本来であれば減額するのではないかとございますけれども、まず計算するに当たって、3歳未満の児童について当初見込んでおりました人数が295人ということで、実際今回の補正に当たりまして見込んでおります人数が338人ございます。したがって、43人ふえています。それから、3歳以上小学校修了までの児童について、当初見込んでおりましたのが1,082人ございまして、それが今回見込んでおりますのが1,273人ということで、191人ふえております。それから、中学生につきましては、当初370人ということで見込んでおりましたが、これにつきましても、今回の補正では467人

となっております。当初見込んでいたのが、全体で1,747人ということで見込んでおりましたが、今回の補正では、合わせて実際の人数が2,078人ということで、331人ふえております。

こういう関係がございまして、2月から5月分についての子ども手当について、既に6月にお支払いをしております。また、6月から9月につきまして、10月にお支払いをしています。当初見込みの金額でいいますと、この2回の支払いで1億9,614万3,000円になるのですが、支払いの実績を見ますと2億1,439万6,000円ということで、1,825万3,000円ふえております。

今後10月分から1月分について、来年の2月に支払い予定でございませうけれども、当初予定で計算しますと9,703万9,000円なのですが、法改正後の支払い金額につきましては9,419万6,000円ということで、331人人数がふえるにもかかわらず、金額的には284万3,000円ほど減額になるような計算になります。トータルしますと、当初見込みが、予算書にもございませうけれども、あと1,541万円ほどふえるような計算になります。ということで、当初の見込みが甘かったということで、ここでおわびしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 続きまして、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、私のほうから修繕の関係で、水路は町で、志賀の道路の関係については実費の負担ということでござい

すけれども、基本的に公共施設の補修の考え方といたしまして、原因がどこにあるかということで判断しております。

今回の水路の関係でございますけれども、水路につきましては、土地利用を考えて新たにつくった水路ということでございます。志賀の道路の関係でございますけれども、それは道路に近接している宅地がございまして、宅地の土地利用が原因とあって、その道路ののり面、道路が崩壊したということございまして、一応基本的な考え方としては、そういう考え方でございます。

また、その志賀の道路については、普通の赤道というか里道で、ずっと新たな築造した道路ではございませんので、そういう考え方もございまして、その道路を保護していくためののり面に係る宅地の部分の影響で崩壊したというふうに考えております。基本的には、全然手をつけずに赤道だとか里道がございまして、そういうところが自然的に崩れたものについては、町が管理していくというふうな形で考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 何と言っていいかわからないのですが、当初の見込み違いということなのですが、何か余りにも大きいなというふうに思うのですが、そう言われるとしようがないかなというふうに思うのですが、この10月に支払いをしていますよね。それで、今度支払いするのは2月だ

と思うのですが、その10月に、もう既に当初見込んだ予算以上に支払いをしているということは、流用か何かをして支払ったということなのでしょうか。この間、補正で、増額補正も何もしていない段階の中で支払いをそれ以上にするとということが実際にできるのでしょうか。流用か何かしないと、さっき言った1,825万何がしの支払いというものができないように思えるのですけれども、その辺の会計管理上の問題はないのでしょうか。

もう当初予算そのものを、そのもの以上を支払いとして支出をしてしまっているわけですね、それはしていませんか。少なくとも子ども手当の場合は、2月、6月、10月ですから、10月の支払いの時点で当初見込みは足りたということでもいいのでしょうか。流用した形跡もないし、補正した形跡もないのですけれども、それは会計管理上問題ないということでもいいのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それと、志賀のところが何か宅地の土地利用が原因なのだというような話なのですが、これはちょっと考え方が違うのではないかなというふうに思うのですけれども、確かに道路そのものはそれほど使わない、まして1件の道路はほとんどのりのところに道路があるというような状況ですから、道路そのものは使っていない道路だと思うのですが、何かそこにうちがあるから悪いような言い方に聞こえたのですけれども、そういう面では、ある面だと自然災害というような中で、そういう部分で町の対応を今後考えられないのかどうか。

こうしたところというのは、嵐山町の中にも比較的多い部分があるのかな、特に農村部、市街化区域、調整区域になればなるほど、そういう部分というのが今後の対応として出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 私のほうの先ほどの説明がちょっと悪かったのかもしれないのですけれども、予算上は当初予算で2億9,318万2,000円ございます。それで、10月までの支払い、2月から5月の6月に支払う分、それから6月から9月の10月の支払い分を当初見込んだ人数で、その2回の支払い分を計算しますと1億9,614万3,000円ということでございまして、ですから2月から支払う分を食っていたような形になりまして、予算が不足していたわけではございません。

以上です。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

宅地が原因ということでとってもらったのですけれども、そうではなくて、要は道路の部分が高い部分がございまして、宅地の部分が低かったわけです。その宅地を有功的に使うのにある程度道路ののり面になっている部分、要するに道路を保護する部分の、個人の土地なのですけれども、その部分

にのりを立てたり、擁壁を立てたりして土地利用をしていたという関係で、それが原因だろうということで判断しております。

こういうところにつきましては、ほかにもかなりあるかと思えます。それで、今回の志賀の2件につきましては、要は家のところに土が崩落して、崩れてきていますので、そのままの状態で置くには危険だということで、その土の撤去については、町道があるし、また自然的な条件もあるということで、最低限のことはやらせていただくということで今回やらせていただきました。

今後の対応としてどういうふうに考えていくかという話になると、やはりある程度平等に物事を考えていかななくてはならないなということでございまして、また場所によっても、条件によっても皆異なってくるかと思えます。基本的な考え方として、原因がどこにあるかということで判断していきたいというふうに考えておりますので、その辺については、その場その場で若干変わってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第5番、小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 33 ページの菅谷小学校体育館、志賀小体育館の耐震設計の関係で、設計費 600 万円計上しているわけでございますが、これは、先ほど説明がありましたように、鉄筋コンクリート部分については耐震はオーケーで、それでその上の鉄骨部分についての補強工事に伴う設計

料、それで耐震診断は終わっていて、これからの鉄骨工事補強の設計料ということだけで、これは計上ということで理解してよろしいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

設計につきましては、強度的には下の鉄筋コンクリート部分については、強度は十分あるというようなことでお話しさせていただいたのですけれども、鉄骨部分の補強が必要なわけですが、それに伴って下からやらなくてはならないか、その辺詳しいところまでちょっとわからないのですけれども、あくまでも今回の結果、鉄骨部分が弱いということが出ましたので、その部分を補強するに当たって、鉄筋コンクリート部分について全然手つけずでいいのかというのは、ちょっとそこまではわかりません。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) では、実際の設計はこれからということで判断させていただきますが、私も一つの建設業の関係でございます、実は県内のこういった体育館、下が鉄筋コンクリート、上が鉄骨という体育館につきまして、やはり私も下請でしたけれども、3カ所ぐらいちょっと工事をやった経験がございます、その元請さんに聞きますと、ほとんど鉄骨の場合には壁面の筋交い等の補強、それから屋根面の筋交い等の補強というものがメインでございましたが、それで鉄工事を元請した方に聞きますと、その鉄骨の実務で

大体 300 万ぐらいで済ませているということでした。それからいきますと、この設計料だけということで、2カ所ですけれども、600 万かかるというような、ちょっと私にはわかりませんが、相当な設計料になるかなと思っっているのですが、これからのことであれでしたら、またしつこいようですが、町内設計業者を含めまして、なるべく廉価で設計ができるように十分な精査をしていただければ結構だと思いますけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

今回の耐震設計に当たりましては、実際にはその耐震補強をしてどのくらいまでの強度を保てるのかというその計算とかもございまして、なかなかちょっと町内業者をお願いするのは難しいのかなと思います。

今までの例で言いますと、大体耐震診断を行った設計業者をお願いしているのが現状です。実際に補強を入れて、また、その補強の仕方で大丈夫なのかどうかというのを審査委員会とかにかける必要がございまして、一応耐震診断をお願いした業者をお願いするようになると思います。

以上です。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) また、その辺の可能、不可能なことも含めまして、ぜひ精査をさせていただいて、なるべく緊縮予算でできるように努力のほうをお

願います。

以上です。

○長島邦夫議長 要望でよろしいのですか。

○5番(小林朝光議員) はい。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

ページ数でいきますと23ページなのですが、地区の集会所の補正が出ておまして、鎌形なり、あるいは根岸、千手堂、杉山、4カ所ほど出ておりますが、これの修繕の内容につきまして、あと築どのくらいたつてのものなのか、場所等がわかりましたらということと、それから今回補正を組んでの修繕ですから、当初も組んでありますけれども、23年度ですと何カ所ぐらいを行ったのかお尋ねをいたします。

それと、もう一点なのですが、29ページになりますけれども、がん検診なのですが、これは予防という形で皆さんも受けていらしている方も多くて、健康管理するには必要であり、受けたほうがよいというふうには私も思っております。そういった中で、大腸がん、あるいは子宮がん、あるいは乳がんというようなもので取り組んできているわけですが、ここで割合的には124万7,000円ですけれども、この3点の中でどのくらいの割り振りの方たちを考えているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、集会所の修繕についてお答えをさせていただきます。

まず、集会所の修繕、今回補正額を 62 万 5,000 円ということで上げさせていただきます。こちらについては、地区集会所の設置費の補助金の交付要綱に基づいて、修繕に関しましては限度額が 100 万、補助率が 2分の1という補助でございます。

内容でございますけれども、こちらの説明の理由のところにも書いてありますが、まず鎌形の集会所、こちらにつきましては、床板、屋根の修繕工事ということで、見積額は 92 万 2,500 円ということで要望が出ております。これの2分の1で 46 万 1,250 円。それから、根岸の集会所につきましては、畳等の修繕工事ということで、こちらについては 8 万 8,000 円の2分の1ということで 4 万 4,000 円、それから千手堂2区の修繕工事につきましては、湯沸かしと便器等の修繕ということで、19 万 9,500 円の2分の1ということで 9 万 9,750 円、それから杉山の集会所につきましては、敷地内の修繕工事ということで、3 万 9,464 円という見積もりに対しまして2分の1の 1 万 9,732 円、これを合計いたしまして 62 万 4,732 円でございますが、62 万 5,000 円という補正額で上げさせていただきます。

なお、当初からの関係でございますけれども、当初予算において計上させていただきますいておりますのは、太郎丸の床板の修繕工事ということで、こちらは補正もさせていただいているのですけれども、19万9,000円ほどの2分の1で10万円ほど当初予算、それから補正合わせて現在行っております。ですから、23年度の事業といたしますと、その当初の太郎丸の集会所プラス今回の補正をお願いするものでございます。

なお、大変申しわけございませんが、それぞれの集会所の築年数については、ちょっと調べておりませんので、ご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 続きまして、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

がん検診のうちの今回の補正に対する割合ということでございますけれども、集団検診につきましては、10月までで終わっておりますので、確定しておりますけれども、個別検診がまだ12月にありますので、まだ見込みを含めての今回の補正でございまして、大腸がん検診のほうが、こちらは集団のみでございましたので、確定しております。17名ほどふえておりまして、金額的にすると2万3,000円ほどでございます。それから、子宮がんでございますけれども、子宮がんは、全体で見ますと149人ふやしてございまして、83万6,000円となっております。それから、乳がんのほうが109人で66万7,000円ほどとなっております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、地区の集会所の関係なのでけれども、今年度はこれで、要望等には全部こたえられたというふうな理解でよろしいわけですね。

そうすると、これは区のほうからですから、要望が出たものには、ちょっと聞き方が悪いかわからないのですけれども、ほとんど対応をしていくという形でよろしいのか、それとも事前の何か審査ではないけれども、何かそういうものがあるのでしょうかお尋ねします。

それに枠が、基準というか何かそういうものがあって、それに該当するので、修繕費の補助が出せるというか何かそういうものがあるようでしたら、お答えいただければと思っております。

それから、ただいまのがん検診なんですけれども、それぞれの皆さんが健康にはすごく気をつけているわけなんですけれども、そうしますと、ここで補正で出てきましたから、受けたいという方については、今答弁していただいた中で、ほぼ今年度は対応できるのかなというふうな理解でよろしいでしょうか。再度、すみません、お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

初めに、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、この補助金の申請、要望事項について、すべてこたえているかということでございます。今回につきましては、要望をしていただいたものについては予算計上をさせていただいております。

それから、事前審査ということでございますが、特に決まった事前審査というのはございませんが、あくまでもその要望していただいたものについて、基本的には、内容は当然見させていただいております。

それから、先ほどその積算の中でも申し上げましたように、こちらについては、申請をしていただく段階で見積書をそれぞれの地区から業者等にとつていただいて、その見積書をつけて申請をしていただくということになっております。当然のことながら、この内容に沿って予算に計上させていただくということが一つの審査になるというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、大腸がん検診につきましては、今年は集団検診のみということで既に終わっておりますので、これから希望されてもちょっと受けられないという状況でございます。乳がん検診と子宮がん検診につきましては、個別検診のほうが12月までまだ受け付けておりますので、直接医療機関のほうに予約をいただければ可能でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。議案第49号 平成23年度嵐山町一般会計補正予算の議定について反対をいたします。

まず最初に、当初予算の見積もりについてしっかり検討をしていただきたいというふうに思います。今も来年度の当初予算の査定に入っていると思いますが、積算については、十分注意をしていただきたいということをまず申し上げます。

2つ目に、子ども手当の関係ですが、これは、民主党の最重点の公約としてできたわけですが、子ども手当そのものについて減額がされてきている、同時に審議の中で明らかになったように、今、嵐山町そのものが少子化が進んできているという中で、少子化対策を十分に行っていく必要があるだろうというふうにも思います。減額された人たちの部分で、児童手当に対する対応がなくなってきたり、来年度に児童手当が復活するという話もありますが、これから年度末に当たって半年間は該当がなくなる人がいるという意味では、少子化対策の後退と言わざるを得ません。

同時に、自然災害の問題についても十分検討をしていただきたいというふうに思います。自然災害そのものは、いつ、どういう事態で起こるかわかりません。そうした面では、防災計画の中でもこの自然災害の問題に対する位置づけをきちっと行っていただき、十分な対応をしていただきたい。とりわけこの自然災害に対しては、十分住民の立場に立って対応をお願いし、反対討論といたします。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 49 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第5、議案第 50 号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 50 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 50 号は、平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

平成 22 年度国民健康保険療養給付費等負担金額の確定に伴いまして、予備費を 108 万 6,000 円減額をし、返還金に充てるものであります。歳入歳出の総額に変更はございません。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 50 号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第51号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ899万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,153万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 51 号の細部説明をさせていただきます。

64、65 ページをお願い申し上げます。まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金の下水道事業負担金でございますが、1,290 万 4,000 円の減とするものでございます。この減の要因は、一括納付による納付者が減少をしたため、減額をお願いするものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、390 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。使用者が排出していただきます汚水量が増となることを見込まれるため、390 万 6,000 円の増をお願いするものでございます。

次に、66、67 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、第1款総務費の一般管理費でございますが、150 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。職員の給与及び消費税を補正させていただくものでございます。

次に、第2款事業費でございますが、事業費の維持管理費 188 万 6,000 円を減額させていただくものでございますが、これにつきましては、委託料 600 万円の減、工事請負費の 300 万円の減、次に負担金補助及び交付金を 711 万 4,000 円増額をさせていただくものでございます。合計で 188 万 6,000 円の減となるものでございます。

次に、第4款予備費でございますが、861万9,000円減額させていただき、735万3,000円となるものでございます。

給与費明細書等につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 66、67ページになるのか、両方に、歳入歳出にかかるわけですけれども、維持管理費の市野川流域維持管理負担金が711万4,000円と上がっていて、これは世帯数がふえたのか、それとも汚染水がふえたのか、流量的にふえているのか。世帯数がふえたに関しましても、一時負担金と分割の方とか変わってきているわけですけれども、それはもう一時的に支払う方よりも分割になってきている方のほうが、これから見込んでいくのに分割にしていく方のほうが多くなっていくというふうな予測をしていくということなのではないでしょうか、その点を伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

受益者負担金につきましては、分割納付の選択をされる方が、今年度は当初予定をしていました割合よりも多くなってきたと、そういうことでございま

す。

それと使用料の市野川流域への負担金でございますが、これにつきましては使用料、公共下水道に切りかえていただいで整備をしていただく方が毎年当然ふえておりますので、その分でふえてきたことによる排水処理水量の増が主なものでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、当初予算で考えていたよりも、下水道を利用される方がふえてきたというふうに考えていいということなのか、と思うのです。それで、なおかつ一時払いの方よりも分割払いである方がふえてきているというふうに考えたほうがいいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

当初予定していた割合よりも、収入金額等についても、実際の収入額が上半期増となっておりますので、今後の予測もした上でこのような補正をお願いするものでございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私の聞き間違いなのかもしれないのですが、今、

課長のほうは、負担金の関係ですね、一括納付の部分で減額補正なのだという話だったわけですが、受益者負担金の賦課面積が1万7,000平米減ったというふうに聞いたつもりなのですが、もしそうであれば賦課面積が減るということは受益者そのものも減ってくるのかなというふうに思うのですが、使用料についてはふえているし、やっぱり使用料がふえているから負担金もふえてくるのだろうなというふうに思うのですが、この歳入の部分については、一括納付だけの減額というふうにとらえていいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

受益者負担金の減額の要因でございますが、先ほど説明でもお話し申し上げた一括納付者の割合が減ったということと、今、議員さんお話しのとおり賦課面積、今年度賦課をさせていただく面積が予定していたよりも減ってきたと、減になったというのも事実でございます。

それは、受益者負担金をかけさせていただくときに、通常ですと宅地にかけさせていただくわけですけれども、田だとか畑、農地の部分については、賦課猶予という制度がございまして、今年度はだからそういうふうなところもありまして、面積が減少をしていると、そういう要因もございます。2通りの要因に基づいて減額をお願いするものでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、この賦課面積の部分については、使用料としてというか、下水道そのものを使用していないという部分があるというふうにとらえていいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 当然使われるときには宅地なりに土地の利用形態が変わってきますので、変わってきた時点で賦課をさせていただくということですので、今現在は当然接続がされていない、または土地利用がされていないと、そういうことになります。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第52号 平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を15万7,000円増額し、総額を5億898万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を80万円増額し、総額を1,180万円とし、資本的支出を410万円増額し、総額を4億9,709万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 52 号の細部説明をさせていただきます。

80 ページをお願い申し上げたいと思います。予算執行計画に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出についてでございます。収入でございますが、1 款の事業収益の消費税還付金でございます。15 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。消費税の還付金でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。まず、収入でございますが、1 款の資本的収入の負担金でございますが、80 万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、工事負担金でございます。内容的には、消火栓 1 基の設置に伴う負担金でございます。

次に、支出でございますが、1 款資本的支出の 1 目事務費でございますが、330 万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、委託料で、第 1 浄水場の着水井耐震診断業務委託をお願いするものでございます。

次に、4 目配水本管施設費の 80 万円の増額でございますが、先ほど収入のところでご説明を申し上げました消火栓の設置工事の増額をお願いす

るものでございます。

その他記載事項につきましては、ご高覧をいただきたいと思ひます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 80ページの委託料の第1浄水場着水井、私「セイ」ではなくて「イ」と読んだのですが、「チャクスイセイ」と読むのですね。耐震診断業務委託料なのですが、これは具体的にこの耐震結果とその後はどのような形になっていくのか伺いたいと思うのですけれども、内容自体がよく把握できないので。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

第1浄水場の着水井の耐震診断の内容でございますが、平成樓の県道を挟んだ反対側に第1浄水場はございますが、そこに第1水源と第2水源の井戸があるのですが、そこから導水管で原水の水を送ってきて、それを受ける水槽が半地下になっておりまして、そこに水を一たん受け入れて、そこで塩素滅菌消毒をしてやるその施設でございます。

その今、本年度水源から浄水場までの導水管というのですが、その管

の耐震化の工事を今年度予算化をさせていただいて、これから始まるところでございますが、それに伴いまして、そのこのところの水が、導水管からその着水井に接続をして、新たにその管を使うということで、その部分のところをつなぐのに当たりまして、1回その着水井を、水をすべて排出をして接続をしたりとかそういう工事を来年度予定をしております。

それにつきまして、この施設は昭和48～49年に第1次拡張工事で建設をされたものですので、耐震の検証も今されておられませんので、その検証をした上でその着水井の更新というのですか、オーバーホール的なこともやっていきたいなど。その辺については、耐震性があるのかないのかもあわせて検証した上でリニューアルができればということで、この診断の委託をお願いするものでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) すみません、ちょっとよくわからなくて。この耐震診断は、建物ではなくて、パイプだとか下の水槽、あれコンクリートでできていましたか、そういう物の耐震診断をするということでよろしいのでしょうか。

もし水槽であれば、大平山の途中にありますよね、ああいうのも今後していくのか、あわせて伺いたいと思います。

それから、消費税の還付金なのですが、これはちょっとどういう関係で還

付の収入になってくるのかをちょっと伺えればと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

耐震診断の水槽でございますが、これにつきましては、議員さんお話しのとおり水をためる施設、その物の診断をさせていただくということでございます。

それと大平山のところにあります配水池につきましては、何年ごろですか、ちょっと記憶で申しわけないのですけれども、19年かそこらに、数年前に1回検証をさせていただいておりますので、それで結果的には、今の状態で構造的には大丈夫でしょうという、そういう報告をさせていただいているところでございます。

それと消費税の還付金の関係でございますが、これにつきましては、消費税につきましては前年度実績の決算に基づいて予納をしておりますので、その関係で還付金が出てくると、そういうことでございますので、今年度の事業活動によってこの金額が動いてくるとかそういうことではないので、そのようにご理解をいただければと思うのですが。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第53号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共

団体の数の減少についての件でございます。

鳩ヶ谷市が川口に編入したことに伴いまして、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第 291 条 11 の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 53 号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第54号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件でございます。

鳩ヶ谷市が川口市に編入したことに伴いまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号、議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 10、議案第 55 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)の件、日程第 11、議案第 56 号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)の件、以上2件を一括議題といたします。

本2件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

河井総務経済常任委員長。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 本議会におきまして、総務経済常任委員会に付託を受けました議案2件、町道路線の廃止並びに認定についての審査経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会は12月1日午前9時30分から総務経済常任委員会を開会いたしました。付託審議に当たりました議案は、第55号 町道路線を廃止することについて、5路線、第56号 町道路線を認定することについて、6路線の合計11路線であります。

当日は、説明員として田邊まちづくり整備課長、根岸まちづくり整備課副課長に出席を求め、説明をいただきました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後に質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

審査の経過について、議案第55号は古里地内、町道3路線を廃止し、まちづくり交付金事業による新道拡幅道路を一本化し、住民の利便性を図るためのもの、越畑地内町道2路線を廃止し、新路線として拡幅一本化するために廃止の件です。

議案第56号は、古里地内、町道古里376号線として新道拡幅一本化整備するため、3路線の廃止されたものを新たな接続起点、終点の変更をし、3路線として路線認定するものとし、古里376号線の認定をすること、越畑地内、町道2路線を廃止一本化することによる越畑142号線として認定するものの件、菅谷地内テニスコート西側と現行市道を含む幅員4メートル道路の通り抜け接続のため、新設菅谷264号線として認定するための件です。

本委員会は、現地確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

古里、菅谷地内の用地買収を伴う買収見通しはとの質疑に対しては、古

里、菅谷とも地権者との内諾はついているとの答弁がされました。

また、新道路の必要性についての質疑があり、現行道路では、地内にあ
る既存の家屋の新築建て替えは建築法上できないとのこと、地域要望もあ
ったためとの回答がされました。

質疑終了後、直ちに採決に移り、採決は1議案ずつ行いました。

採決の結果、議案第55号 町道路線を廃止することについての件、5路
線の廃止、全員賛成。議案第56号 町道路線を認定することについての件、
6路線の認定、全員賛成。

よって、本委員会は議案第55号、議案第56号の案件を原案どおり全
員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

先に議案第55号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)の

件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第56号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時36分

再 開 午後 2時49分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第12、請願第2号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それでは、報告いたします。

11月30日、午前10時に文教厚生委員会を開会しました。付託を受けました請願3本について審査しましたので、説明いたします。

請願第2号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願の採択を求める請願について、審査経過と審査結果をご報告いたします。

請願第2号は、請願第3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願と請願第4号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願とともに、紹介議員の川口浩史議員と請願者の欠川さん、小沢さん、清水さんも同席のもと説明を求めました。その際、傍聴者が当日1名おりましたので、傍聴の許可をいたしました。

請願第2号、請願第3号、請願第4号と順次説明を求めました。

請願第2号について、紹介議員の概要説明の後、請願者からの説明に

より、日本は最低 25 年、アメリカは 10 年、ドイツは5年、イギリス、フランスは高齢期の所得補償の仕組みがあります。今の制度では、日本は 25 年以上払わないと年金が受け取れません。10 年間掛けてきたのだから、受給できるようにすべきとの説明がありました。

質疑では、諸外国の消費税率はとの質問に、10%から 20%の答弁でした。企業の法人税を減税して国民の保障を下げることはないとの意見も出ました。

委員会での採択をとりました。採択すべきもの1名、趣旨採択すべきもの5名で、趣旨採択すべきものとしたしました。

以上、審査の報告をいたします。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 趣旨採択の方のその理由というのは、どのようなものだったのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 内容は、理解はできるのですけれどもということで、しかしながら今の現状では無理でしょうというような感覚だったと思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 内容は理解できるのだけれどもということは、年金受給者資格 10 年の短縮ということは、短縮をすることはいいと思うのだけれども、国の現状では、これは可決することはできません。意見書は出せませんということなのではないでしょうか。それとも受給資格自体、こういうふうな窮状にあるということはわかりますが、それについては、年金受給資格の期間を 10 年に短縮することには賛成できないですという意味なのではないでしょうか、そのどちらになっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それぞれの方には、確認はしてありませんけれども、内容的には、10 年への短縮というのはやはり掛けていたのだからいいのではないかな、しかしながら今の国のこの政策というか、お金を出せる部分が、いまだあいまいなのではないのかなという、最初に渋谷さんがおっしゃったとおりだと思います。

○長島邦夫議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません、これは年金受給資格者 10 年というのは、10 年というのがあれば、本来ならば年金を給付すべきではないけれども、国の財政が整っていないから、この意見書は出せませんという意味なのか、それとも年金受給者 10 年の部分に関しては、10 年間では全く、このままでは窮状が救えないのだから、多分わずかになるけれども、10 年の

人にも年金は支給したほうがいいのかと思うというふうなことではなくて、全く年金受給者の資格 10 年という、もう窮状については理解するけれどもということなのか、どっちなのかな、本当によくわからない。

それで、要するにこの年金、これ私もちょっと伺いたいなと思ったのは、逆に言えば請願者のほうに聞いてみたいのだけれども、年金受給資格 10 年を短縮したら一体どの程度の年金が支払えるというふうな形の、そういうふうなことについての話し合いはあったのでしょうか。そのところがわからないのですけれども、年金受給資格期間 10 年だと4分の1になるので、2万円とかそのくらいありますよね。1万 5,000 円とか2万円になるのだけれども、それでもいただいたほうがいいでしょうというふうな部分があると思うのですけれども、逆に言えばそうするとその部分は、生活保護で賄えるではないですかというふうな部分もあると思うのですけれども、その部分の検討とか、皆さんそれぞれ委員会の中で話し合いがなされて趣旨採択という形になったのか、それともそこら辺のところまでは話し合いはなされなくて趣旨採択というふうな形になったのか、その点を伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 最初にも言いましたけれども、一人一人に確認はしておりませんので、私、わからないのです、どうして趣旨採択を皆さんされたとか。しかしながら、私が思うに、最初に渋谷さんが言ったよう

な形ではないのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。委員長報告は、趣旨採択をすべきものということであります。私たちは、採択すべきものということで、委員長報告について反対をしたいというふうに思います。

ご承知のように趣旨採択では、国に意見書を上げるということができません。したがって、趣旨採択について反対という意思表示をしたいというふうに思います。

ご承知のように年金は、老後の保障ということで、制度改革を行って現在にきています。25年というものは、今の経済状況からしても、非正規の人たちや、それこそワーキングプアと言われる人たち、こうした人たちが25年掛けなければもらえないという状況になっています。年金そのものは、25年以内であると掛け捨てという形にならざるを得ません。せめて10年という、40年のうちに10年以上掛ける、そのことによって受給権を得られるように

する、このことが求められているというふうに思います。

今の状況から考えても25年というものは、非常に長過ぎる。欧米諸国に至っても、10年から5年、あるいは制限なしというのが外国の状況にもなっています。ぜひ趣旨採択ということではなくて、国に意見書を提出するという意味からも採択すべきものとしていただきたいというふうに思います。

そうした面で、委員長報告の趣旨採択について反対をするものです。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択すべきものと決まりました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第13、請願第3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願についての件を議題といたし

ます。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 請願第3号は、紹介議員の説明の後、請願者からの説明により、マクロ経済スライド導入で、国民年金だけの人の年金額は平均4万6,000円ですが、2万円、3万円という低年金の人たちの年金水準も引き下げられる。満額6万6,000円の年金が6万5,700円に引き下げられた。基礎年金国庫負担分3万3,000円を支給しても1兆3,000億円で、これは高速道路無料化の予算に一致する。

質疑では、防衛費などの国家予算の見直しで幾らでもできるとの意見がありました。

採決をとりました。採択すべきもの3名、不採択すべきもの1名、趣旨採択すべきもの2名で、採択すべきものとなりました。

以上、審査経過を報告いたします。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これ、割と簡単な説明なのですが、一体全体どのような形でそのことについて話し合いが行われたのか、詳しく説明

していただきたいと思うのです。かなり厳しい状況にある人たちがいるということですね。それについて文教厚生委員会では、その人たちへの対応で意見書を求めてほしいということに対して、どのような形で、そして趣旨採択になったりしたのか伺いたいと思います。

趣旨採択にする場合には.....

〔何事か言う人あり〕

○13番(渋谷登美子議員) 趣旨採択ではなかったのでしょうか。趣旨採択が2人で反対が1人でということでしたよね。それぞれの方、意見書を出すという方の理由はわかるのです。趣旨採択というのが、いま一つ理解できないのですが、その趣旨採択の人の理由を一つ一つ伺っていくというのは当然のことであると思いますが、このような形の理由なしの趣旨採択というのは余り意味がないと思いますので、それについて丁寧に説明をしていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 2名の方が趣旨採択ということなのですが、けれども、個々には聞いておりませんので、私にはわからないのです。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 わかりません。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第14、請願第4号 国民への負担増をあらたに強い「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過、審査結果の報告を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○**畠山美幸文教厚生常任委員長** 請願第4号は、紹介議員の説明の後、請願者から説明を受けました。マクロ経済スライドで年金は下がり、しかし医療費、介護料は値上がっている。そのような状態の中で消費税を導入すべきではない。新たに財源を求めるべき。

質疑では、大企業は法人税の減免や還付金があるということで、採決をとりました。

採択すべきもの2名、不採択すべきもの4名ということで、結果は不採択すべきものとなりました。

以上、審査報告をいたします。

○**長島邦夫議長** 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**長島邦夫議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○**10番(清水正之議員)** 日本共産党の清水正之です。請願第4号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願について、委員長報告は不採択ということです。

私は、採択すべきというふうに考えます。社会保障と税の一体改革では、年金を含め子ども子育て新システムの問題、介護報酬の改定や医療費の報酬の問題、税と社会保障の共通番号制も含まれている。それもことごとく社会保障そのものを切り捨てるという内容です。それを補完するためには、消費税を導入すると。社会保障を切り捨てながら、国民に消費税の増税を求めるというのがこの社会保障と税の一体改革です。

こうした中で国民の社会保障そのものが切り捨てられ、片や国民への負担増は強いる。これでは、国民の生活そのものがやっていけなくなる、こうした状況になってくるというふうに考えています。

こうした社会保障の切り捨て、国民負担増を求める社会保障と税の一体改革について反対をし、委員長報告の不採択というものについても反対をしたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり不採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣の件について

○長島邦夫議長 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りします。

委員会提出議案発委7号 無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時14分

再 開 午後 3時15分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第16、委員会提出議案発委第7号 無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 発委第7号、平成23年12月5日、嵐山町議長、長島邦夫様。提出者、嵐山町文教厚生常任委員会委員長、畠山美幸。

無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出

します。

意見書をもって提案説明とさせていただきます。

無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を求める意見書
高齢者の生活は、厳しさを増しています。年金課税が強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。その間、年金支給額も引き下げられ「65歳以上の者のみの世帯」は1,000万世帯を超え、その半数が「単独世帯」です。増え続ける低年金単身高齢者の生活は深刻です。頻発する熱中症死や孤独死とも無関係ではありません。「社会保障・税一体改革成案」では、「最低保障年金」が事実上棚上げされています。そして、示されたその「骨格」によれば、それは現在の高齢者に適用されるものではありません。「最低保障年金」がつくれ適用されるまで無年金・低年金者を放置することは許されません。

また、年金所得は、地域社会で重要な位置を占めており、経済、特に地方経済の浮沈を左右するといっても過言ではありません。

よって、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

記

「最低保障年金」実現までの救済策として無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分月額3.3万円、年額39.6万円に満たない部分の支給を措置すること。

平成 23 年 12 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦

夫

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより委員会提出議案発委第7号 無年金・低年金者に基礎年金国庫負担分の支給を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

所管委員会より、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○長島邦夫議長 日程第 17、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議されました案件の審議はすべて終

いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成23年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

今期定例会は11月29日に開会をされ、本日まで7日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成23年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処する所存でございます。

さて、先日、嵐山町防犯ボランティアが学校安全ボランティア活動奨励賞を受賞いたしました。この賞は、子供の安全安心な学校教育活動に貢献するすぐれた団体に文部科学大臣が表彰するものです。

嵐山町防犯ボランティアは、パトロールセンターを拠点に、地域住民、学校、PTAが自主的に防犯活動を展開しており、学校や通学路において子供たちの安全を見守ることで、不審者が近づきにくい環境づくり、また交通事故を未然に防いでおります。安全安心なまちづくりには、このような地域のボランティアの方々のご協力は不可欠でございます。議員におかれましても、

今後とも引き続きご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げる次第でございます。

結びに、議員各位にはご健勝にて越年をされまして、新しい年におかれましても引き続きご活躍なされますよう心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございますございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○長島邦夫議長 次に、本職からごあいさつを申し上げたいと思います。

平成 23 年第4回定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。去る 11 月 29 日開会以来、本日まで7日間にわたり補正予算をはじめ当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣なる審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の協力のたまものと深く感謝申し上げるとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度を持って審議にご協力をいただき、そのご労苦に対しまして厚く御礼を申し上げます。

そして、今期定例会を通じ、議員各位からの一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして十分反映され

ますよう、よろしく要望する次第でございます。

終わりに、本年も余すところわずかになりました。寒さもますます厳しくな
ってまいります折、くれぐれもご自愛くださいませ、ご健勝にて輝かしい新
春を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたしま
す。大変ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣言

○長島邦夫議長 これをもちまして、平成 23 年嵐山町議会第4回定例会を
閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 3時26分)